

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃせいど
「災害時避難行動要支援者制度」に登録を

◆ 災害時避難行動要支援者制度とは？

台風や地震などの災害が起こったときに、市役所や消防署、警察などの防災に携わる機関の支援には限界があり、すぐに対応することはできません。



このため、「ご自身や家族の力だけでは安全な場所に避難することができない人」を災害が発生し、または災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、地域の人の手助けにより安全な場所に避難していただくとする制度で、ご自身の意思により登録いただくものです。（手挙げ方式）

◆ 対象となる人は？

下欄に該当する人を対象者としていますが、災害時に安全な場所に避難しようとしたときに、ご自身や家



族の手助けだけでは避難することが難しい人も含めています。

- ア) 満75歳以上の者のみの世帯の高齢者
- イ) 要介護3・4・5の認定を受けている人
- ウ) 身体障害者手帳1級・2級を所持する人
- エ) 療育手帳A1・A2を所持する人
- オ) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する人
- カ) 難病患者

◆ 制度に登録する方法は？

- (1) 登録を希望される場合は、「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書」に必要事項を記載し、彦根市社会福祉協議会に提出していただきます。
- (2) 申請書は、対象と思われる方に郵送するほか、以下の場所に設置してあります。また、電話で資料請求いただけます。

□ 資料請求および問い合わせ

▶ 福祉センター（平田町670）

彦根市社会福祉協議会 TEL22-2821 FAX22-2841

社会福祉課 TEL23-9590 FAX26-1768

高齢福祉推進課 TEL23-9660 FAX30-9231

障害福祉課 TEL27-9981 FAX30-9231

▶ 市役所本庁舎（元町4番2号）

危機管理課 TEL30-6150 FAX23-1777

▶ 稲枝支所・鳥居本、高宮、河瀬、亀山の各出張所

彦根市ホームページからも申請書がダウンロードできます。

ホーム → 健康・医療・福祉 → 福祉 → 社会福祉

→ 災害時避難行動要支援者制度に登録しましょう

(3) 申請にあたってのお願い

- ① **情報提供の同意**…申請書に記載された内容のうち、生年月日、要介護および障害の程度を除く情報を地域で支援いただく「地域協力者、自治会、自主防災組織、民生委員、彦根市社会福祉協議会、彦根警察署」（以下「避難支援等関係者」という。）に提供することに同意していただく必要があります。**避難支援等関係者には、情報の適正な管理と情報の守秘をお願いしています。**
- ② **地域協力者の登録（注1）**…災害時に、ご近所や知人など地域の人の手助けで、お互いが安全な場所に避難していただくとする制度となっていますので、ご近所や知人など身近な人で、あなた

の避難に協力していただける方（以下「地域協力者」という。）に協力をお願いしていただき、あなたとともに登録してください。**地域協力者が見つからない場合でも登録できます。**

（注1） 地域協力者には、平常時はあなたとの普段どおりのご近所付き合いをいただくだけでですが、お互いに普段から避難経路の確認や地域の防災訓練等へ可能な限り参加するよう心がけましょう。また、あなたが自分でできること、助けて欲しいことを地域協力者と互いに確認し、ともに避難できるようにしておきましょう。



なお、地域協力者のほか、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員の避難支援等関係者とも普段から交流しておくことが大切なことです。

ただし、災害時には避難支援等関係者もあなたと同じく被災する可能性がありますので、災害時のあなたへの安否確認や避難誘導などの支援は義務とはしておりませんので、ご留意ください。

- ③ **緊急時の家族または親族の連絡先**も「支援者」に提供することとなりますので、あらかじめ同意を得ておいてください。
- ④ あなたが支援を受けていただくために、特に手助けいただきたいことや気をつけてもらいたいことを申請書に記載しておいてください。記載場所が足りない時は、裏面の「地図」の欄や別紙に記載いただいてもかまいません。



◆ 災害対策基本法との関係

この制度は、災害対策基本法の改正により、この法に基づく制度として位置づけられ、市に対象者の名簿管理の義務化や関係者等への守秘義務等が盛り込まれました。

支援制度のしくみ

